

大和市分別収集計画

第10期 計画

令和5年度～令和9年度

令和4年6月策定

神奈川県大和市

目 次

1.	計画策定の意義	P. 1
2.	基本的方向	P. 1
3.	計画期間	P. 1
4.	対象品目	P. 2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	P. 2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	P. 3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	P. 4
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	P. 5
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P. 6
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	P. 6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	P. 7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P. 8 P. 9
注意：法とは、『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』をいう。		

1 計画策定の意義

安全・快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

現在のごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものであり、物質的豊かさと利便性・効率性を最優先して追求してきたこれまでの風潮によるものです。

このため、ごみに関する問題の解決のためには、ごみの減量に努めるとともに、ごみに含まれる資源の再生利用による持続可能な社会システムを形成し、また維持することを目指して、各種の取組を進めていくことが大切です。

本計画は、廃棄物、とりわけ容器包装廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）を推進し、大和市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「循環型都市やまと」の実現のため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、一体となって取り組むべき方針を示すために「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容リ法」）第8条の規定に基づき策定した分別回収計画です。

2 基本的方向

大和市ごみ処理基本計画では、基本理念を『循環型都市 やまと』の実現とし、その理念の実現に向けて、次の3つの基本方針を定めています。

- ① ごみの発生抑制・再使用の更なる推進
- ② ごみの資源化・リサイクルの更なる推進
- ③ 廃棄物の環境負荷の少ない適正処理・処分の推進

本計画では、容器包装廃棄物について、上記3つの基本方針を具体的に展開するため、次の3項目を基本的方向としています。

- ① 『循環型都市 やまと』実現のため、3Rを基本に市民、事業者、行政と連携を取り、容器包装廃棄物の発生抑制を図る。
※ 3R・・・リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）
- ② 時代に対応した効率的な回収、運搬体制に努める。
- ③ 市民事業者の理解と協力、及び、参加を得るためのPR、啓発活動に努める。

3 計画期間

本計画は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間（令和5年度から令和9年度まで）を計画期間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（アルミ使用なし）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象としています。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

品目名 \ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物 計	10,612	10,442	10,290	10,135	9,996

※容器包装算定対象廃棄物の排出量の見込み×ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率

・・・環境省調査の人口規模別の容器包装廃棄物比率（F市）を採用

（市町村分別収集計画策定手引き（十訂版）令和4年5月 P33より抜粋）

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために3Rを推奨し、次のような方策を実施する。

3R 施策	方 策 名	事 業 内 容
(リ デュース)	○マイバッグ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわプラごみゼロ宣言」の連携の趣旨に沿った、プラスチックの発生抑制や適正排出の啓発
	○家庭系ごみの排出抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等による啓発事業の展開 (大和市民まつり、大和市環境フェア等) ・有料指定ごみ袋制度による排出量の抑制と資源分別の促進 ・ごみの戸別収集による排出者責任の明確化 ・大和市ごみカレンダーアプリの配信による資源分別の促進
	○事業系ごみの適正負担	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者の減量化等計画書の提出による資源分別の促進 ・少量排出事業者のごみの戸別収集による排出者責任の明確化 ・少量排出事業者のリサイクルステーションの利用承認による資源分別の推進
(リ ユース)	○リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等による啓発事業の展開 (大和市民まつり、大和市環境フェア等)
(リ サイクル)	○資源分別回収の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会への資源分別回収報奨金制度の実施 ・リサイクルステーションの増設 ・容り法に基づく全ての容器包装の分別回収の実施
	○資源回収常設施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・資源選別所での資源直接持込の受入れ ・資源拠点回収箇所の増設
	○資源・ごみの分別品目の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル協会による再生利用

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

※本市では、「収集」の用語についてはごみに対して用い、資源については「回収」と呼称しています。
以下、法律に関する部分以外は、同様に記載します。

市民の協力度、分別回収システムへの財政的、人的、施設の負担などを総合的に勘案し、容器包装廃棄物の種類、及び、分別区分を次のとおりとしています。

分別回収をする容器包装廃棄物の種類	回収に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール アルミ
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	透明びん 色付きびん 生きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

容器包装廃棄物分別収集量実績値及び見込み

品目名	年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
主としてスチール製の容器			261		260		260		260		260	
主としてアルミ製の容器			432		431		431		431		431	
無色のガラス製容器			600		600		600		599		598	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	600	0	600	0	600	0	599	0	599	0	598	0
茶色のガラス製容器			286		286		286		286		286	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	286	0	286	0	286	0	286	0	286	0	286	0
その他の色のガラス製容器			405		405		405		404		404	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	405	0	405	0	405	0	404	0	404	0	404	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）			135		135		135		135		135	
主として段ボール製の容器			2,207		2,207		2,206		2,204		2,202	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの			705		705		705		704		704	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	705	0	705	0	705	0	704	0	704	0	704	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの			648		648		648		648		647	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	648	0	648	0	648	0	648	0	648	0	647
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの			2,607		2,607		2,606		2,604		2,602	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	2,607	0	2,607	0	2,606	0	2,604	0	2,604	0	2,602	0
(うち白色トレイ)			19		19		19		19		19	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	19	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	=	直近年度の分別基準適合物等の回収実績	×	人口変動率
---	---	--------------------	---	-------

※ここでいう直近年度とは令和3年度をいう。

また、人口推計は、健康都市やまと総合計画（第9次大和市総合計画）に基づき推計した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別回収は、現行の回収体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		回収に係る分別の区分	回収・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	スチール	市の委託業者による指定日回収及び拠点回収	市（委託業者）
	アルミ製容器	アルミ		
ガラス	無色のガラス製容器	透明びん 生きびん		
	茶色のガラス製容器	色付きびん 生きびん		
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		市（委託業者）及び民間委託（一部）
	(白色発砲スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別回収する容器 包装廃棄物の種類	回収に係る 分別の区分	回収容器	回収車	中間処理
スチール製容器	スチール	プラスチック コンテナ	2t ロング車	大和市資源選別所 (選別・圧縮施設)
アルミ製容器	アルミ			
無色の ガラス製容器	透明びん 生きびん			
茶色の ガラス製容器	色付きびん 生きびん			
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック			
段ボール	段ボール	縛る		民間施設
その他の紙製容器	紙製容器包装	プラスチック コンテナ		大和市資源選別所 (選別・圧縮施設)
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋		
その他の プラスチック製 容器包装	白色トレイ	ネット袋		
	その他プラス チック製容器 包装	袋	2t パッカー車	大和市環境管理センター 及び 民間施設(一部) (選別・圧縮・梱包)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

【大和市の資源分別回収について】

① 自治会でのステーション回収

市民が、それぞれ下表の通り分別を行い、自治会内のリサイクルステーションに排出し、市が指定する回収業者が回収を行う。回収は、A資源とB資源は月2回（1週間置きに交互に回収）、その他プラスチック製容器包装は、毎週1回とする。

回収回数	種類	品目	
月2回	A資源	新聞紙・折込チラシ	
		段ボール	
		雑誌・本・その他の紙	
		布類	
	B資源	紙パック	
		紙製容器包装	
		空き缶・金物類	アルミ
			スチール
		あきびん類	生きびん
			透明びん
			色付きびん
		ペットボトル	
		白色トレイ	
毎週1回	その他プラスチック製容器包装		

② 拠点回収

公共施設や駅前のスペースを利用し、市内8箇所で拠点回収を行う。それぞれの場所で毎月2回、日曜日の10時から14時の間で開設する。平日以外の回収場所を設けることにより、資源分別回収の促進を図る。

③ 持ち込みの受け入れ

大和市資源選別所において、家庭の資源の持ち込みを受け付ける。年末年始を除く毎日（土、日、祝日も可）9時から12時と、13時から15時30分の間で受け入れる。曜日にとられない回収を行うことで、資源分別回収の促進を図る。

【効率的、安定的な資源分別回収を行うための取り組み】

① 資源回収場所の確保のために

- ・ リサイクルステーションを増設し、市民が資源分別回収に参加しやすい環境づくりを進める。
- ・ 店頭回収を支援・推進し、資源分別回収を促進する。

② 排出場所の管理のために

- ・ 自治会主体でリサイクルステーションの管理（分別指導や清掃等）を進めるため、リサイクルステーションの維持管理料を交付する。
- ・ 自治会による資源分別回収を促進するため、回収量に応じた報奨金等を交付する。
- ・ パトロールによる啓発、指導を行う。

③ 市民の適正な分別のために

- ・ 広報、パンフレットにより分別方法を周知し、分別回収への協力を求める。
 - ※ 市の広報誌「広報やまと」へ資源化に関する記事を掲載
 - ※ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを発行
 - ※ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」の在住外国人用パンフレットを発行
- ・ 年1回リサイクルに関するイベント「大和市環境フェア」を開催し、市民のリサイクルへの意識啓発を図ると共に、市民及び各種団体等のリサイクル活動を支援する。
- ・ 自治会や市民団体の要請に応じて、資源の出し方等の出張説明会や資源選別所の見学会を実施し、資源化の啓発を図る。
- ・ 小学生を対象に環境ポスターコンクールを行い、最優秀作品を市内公共施設に掲示し、啓発を図る。
- ・ ごみカレンダーアプリにより、分別日及び分別方法を周知し、分別回収の促進を図る。
- ・ 自治会の要望に応じた啓発等の看板の作成

④ 資源分別回収の充実のために

- ・ 資源の中間処理施設である大和市資源選別所の環境整備を図る。
- ・ その他プラスチック製容器包装の中間処理施設を大和市環境管理センター内に設置し、回収量の全量資源化を図る。